

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成31年2月7日(2019.2.7)

【公開番号】特開2018-200894(P2018-200894A)

【公開日】平成30年12月20日(2018.12.20)

【年通号数】公開・登録公報2018-049

【出願番号】特願2018-173234(P2018-173234)

【国際特許分類】

H 01 B 7/00 (2006.01)

B 60 R 16/02 (2006.01)

【F I】

H 01 B 7/00 310

H 01 B 7/00 301

H 01 B 7/00 306

B 60 R 16/02 620 J

【手続補正書】

【提出日】平成30年12月7日(2018.12.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

それぞれ中心導体と当該中心導体を被覆する絶縁体とを有する絶縁電線であり車両の走行中に駆動電流を供給する2本の第1電源線と、

それぞれ中心導体と当該中心導体を被覆する絶縁体とを有する絶縁電線であり前記車両の停止後に制動力を発生させる電動パーキングブレーキの電気モータに駆動電流を供給する電動パーキングブレーキ用の2本の第2電源線と、

前記車両の走行中の車輪の回転速度を検出するABS(Anti-lock Brake System)センサ用であり、それぞれ中心導体と当該中心導体を被覆する絶縁体とを有する2本の電線が擦り合わされて構成され電気信号を伝送する1本の信号線と、

前記2本の第1電源線と前記2本の第2電源線と前記信号線とを一括して被覆するシースと、

を備え、

前記2本の第2電源線は、前記信号線と前記2本の第1電源線との間に配置され、前記信号線と前記2本の第1電源線とを離間させており、

前記電線の外径は、前記第2電源線の外径よりも小さく、前記第1電源線の外径及び前記信号線の外径は、前記2本の第2電源線間の距離よりも大きい

複合ケーブル。

【請求項2】

前記2本の第2電源線間の間隔は、前記2本の第1電源線間の間隔よりも広く、

前記信号線の一部は、前記2本の第2電源線間に入り込んでいる、

請求項1記載の複合ケーブル。

【請求項3】

前記2本の第1電源線のそれぞれの外径は、前記2本の電線のそれぞれの外径よりも大きい、

請求項1または2記載の複合ケーブル。

**【請求項 4】**

前記信号線、前記 2 本の第 1 電源線、及び前記 2 本の第 2 電源線とシースとの間に、前記信号線、前記 2 本の第 1 電源線、及び前記 2 本の第 2 電源線とシースとを離間させるための第 2 セパレータ部材を設けた。

請求項 1 ~ 3 いずれかに記載の複合ケーブル。

**【請求項 5】**

前記信号線は、

電気信号を伝送する 2 本の電線を撚り合わせたツイストペア線と、

前記ツイストペア線の周囲に設けられた前記シールド部材と、

前記ツイストペア線と前記シールド部材との間に設けられた介在物と、を備える、

請求項 3 に記載の複合ケーブル。

**【請求項 6】**

請求項 1 ~ 5 いずれかに記載の複合ケーブルと、

前記信号線と前記第 1 電源線の端部のうち、少なくとも何れかの端部に取り付けられたコネクタと、を備えた、

複合ハーネス。

**【請求項 7】**

請求項 1 ~ 5 いずれかに記載の複合ケーブルを用いて、車輪側と車体側とを接続した、

車両。